

安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下本則において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 (略) (特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)から(6)まで (略)	第1条 (略) (特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)から(6)まで (略)

<p>(7) <u>災害応急作業等派遣従事職員の特殊勤務手当</u></p> <p>第3条及び第4条 (略)</p> <p>(行旅病人等取扱職員の特殊勤務手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 行旅病人の救護作業に従事した場合 <u>勤務1件につき1,000円の範囲内で市長が定める額</u></p> <p>(2) 行旅死亡人の取扱作業に従事した場合 <u>勤務1件につき3,000円の範囲内で市長が定める額</u></p> <p>(消防職員の特殊勤務手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、<u>次のとおりとする</u></p>	<p>第3条及び第4条 (略)</p> <p>(行旅病人等取扱職員の特殊勤務手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 行旅病人の救護作業に従事した場合、<u>_____1件につき1,000円の範囲内で市長が定める額</u></p> <p>(2) 行旅死亡人の取扱作業に従事した場合、<u>_____1件につき3,000円の範囲内で市長が定める額</u></p> <p>(消防職員の特殊勤務手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、<u>勤務1件につき510円の範囲内、作業1回につき1,000円の範囲内で市長が定める。</u></p>
<p>_____。</p> <p>(1) <u>火災、救急及び救助作業に従事した場合 勤務1件につき510円の範囲内で市長が定める額</u></p> <p>(2) <u>潜水作業に従事した場合 作業1回につき1,000円の範囲内で市長が定める額</u></p> <p>(3) <u>異常な自然現象による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体(以下「災害対策本部が設置された地方公共団体」という。)に派遣されて行う災害警備や遭難救助に従事した場合 従事した日1日につき2,160円の範囲内で市長が定める額</u></p> <p>3 <u>前項第1号及び第2号の手当は、同項第3号の手当が支給される場合については、支給しない。</u></p> <p>第7条及び第8条 (略)</p> <p>(災害応急作業等派遣従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第9条 <u>災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣され、巡回監視、応</u></p>	<p>第7条及び第8条 (略)</p> <p>第9条 <u>削除</u></p>

<p><u>急作業その他市長が定める作業に従事する職員に対して支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき2,160円の範囲内で市長が定める額を支給する。</u></p> <p><u>(併給の禁止)</u></p> <p><u>第10条 日額で定める特殊勤務手当については、併給しない。</u></p> <p><u>2 同一の日に特殊勤務手当の額が日額で定められている2以上の業務に従事した職員に対しては、支給することとなる特殊勤務手当のうち高額の特 殊勤務手当(同額の場合は、いずれか一方の特 殊勤務手当)を支給する。</u></p> <p><u>第11条 (略)</u></p>	<p><u>第10条 (略)</u></p>
--	------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。